

なぜ今，“生理学会”で“男女共同参画”なのか？

名古屋大学環境医学研究所 男女共同参画推進委員会 委員長 水村 和枝

男女共同参画がいたるところで言われており、大学によっては大学としての取り組みを始めているところもあります。でも、‘男女共同参画ってなんだ’、‘男女共同参画はいいが、なぜ生理学会が？’と疑問を持っておられる方もあると思いますので、少し紹介させていただきます。

生理学会では平成14年3月の常任委員会で男女共同参画推進委員会の設置が決まりました。その背景には、2つの流れがあります。

女性研究者の側の理由：平成7年3月に生理学会に所属する女性研究者の有志があつまり、生理学女性研究者の会（WPJ）が発足しました。交流を深める中で女性研究者の研究の力量を高め、地位を高めようという組織です。WPJはニューズレターの発行、グループディナーと講演会、ワークショップの開催を通じて女性研究者のネットワークを作り、アンケート調査により女性研究者の実情を明らかにしてきました。平成13年になって、WPJは‘学会として女性研究者の研究環境改善の取り組みをしてほしい’、という要望を生理学会に出しました。生理学会はそうした女性研究者の会の要望を受け入れて、また、次に述べるような社会的背景の中で、平成14年3月に男女共同参画推進委員会を発足させたのです。

社会全体、学会側の理由

政府は1985年に男女雇用機会均等法を制定し、1997年にはそれをさらに発展させた男女共同参画社会基本法を制定し、その実現に向けた男女共同参画基本計画を策定しました。基本法の前文では“男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題”と位置付けられています。男女共同参画社会とは、“男女が均等に政治的、経済的、社会のおよび文化的利益を享受す

ることができ、かつ、ともに責任を担うべき社会”で、その形成は“男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、おこなわなければならない”とされており、基本的人権に深く関わることであることがわかります。政府がそのような法律を定め、基本計画を立てたのにはいくつかの理由があります。1つは外圧（国連婦人の10年とそれに連なる国連の活動等）、他は少子高齢化の進展に伴う労働力不足です。このような政府の方針に呼応して研究者の世界でも、以前から女性研究者の地位改善に取り組んできた学術会議が提言をし、生理研連さらに生理学会もその実現のために動きだしたところです。

男女共同参画なのに、なぜ女性に関する対策ばかりなのか？

それは、現在女性の参画が“政治的、経済的、社会のおよび文化的”，あらゆる側面で不足しているからです。当面、女性の参画を高めることが、男女共同参画社会の形成に不可欠だからです。しかし、最近では男性の働き方・生き方そのものも変えないと女性の参画が進まないということから、男性も対象に含んだ施策が出てきています。生理学会においても女性の参画が不足しているか？

理系学部における女子学生の割合は、増加しているとは言えまだ低い状態です（欧米諸国に比べても低い）。日本における理系女子学生の比率が低い理由は、女性が理系学科にむいていない、ということではなく、親・教師の考え方・偏見に大きな原因があるようです。また、生理学会におけ

る女性会員の割合は14%でやはり低いものです。常勤職・上級職に占める割合はずっと低いと推定され、女性研究者が将来への展望をもつのを難しくしています。親や教師にある偏見を取り除いて適性のある女子学生が理系に進みやすくなり、また研究者として伸びていく上での女性に対する障壁を取り除き将来に展望がもてるようにすることが、生理学会における女性の参画が高まることにつながると思います。

今年の春に実施された常任幹事の選挙で31名の常任幹事中3名が女性となりましたが、それ以前は女性は1名という状態でした。生理学会の委員会では数年来、積極的に女性の参加を求め、科

研費審査委員への推薦もおこなうなど、女性の参画を高める努力をしています。

生理学会で男女共同参画社会の実現のために何ができるのか？

1) 育児期にある研究者の学会活動支援（大会時保育室の設置）2) 現状調査、3) メンター制の導入、4) ポスドク問題に付いての問題提起・要望の提出、5) キャリアアップ支援のための講演会・ワークショップの開催など、が考えられています。このほか、10月に設立された‘男女共同参画学・協会連絡会’と連携して、政府への要望・提言などもありうると思います。